

新しい保険証(被保険者証)をお渡しします

現在、あなたがお持ちの保険証は、
平成 23 年 7 月 31 日で使えなくなりますので、
新しい保険証をお渡しいたします。

これからは、今回お渡しした保険証をお使いください。
今まで使っていた、保険証は破棄してください。

医療機関で支払う一部負担金(窓口負担)の割合は、前年の所得を基に、当年の 8 月 1 日から翌年の 7 月 31 日までの判定を行います。

いままでお持ちの保険証は、平成 21 年中の所得により一部負担金の割合を判定しており、今回新たに平成 22 年中の所得で判定した結果、一部負担金を 1 割又は 3 割としております。

※保険証は宛名が記載されている紙の折り返されている部分にありますので、必ずご確認のうえ、切り離してお使いください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成 25 年 7 月 31 日
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広域市連合町 1 丁目
氏名	後期 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7 年 7 月 7 日
資格取得年月日	平成 20 年 4 月 1 日
発効期日	平成 20 年 4 月 1 日
交付年月日	平成 23 年 7 月 1 日
一部負担金の割合	1 割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 0 0 0 北海道後期高齢者医療広域連合

有効期限が、
「平成 25 年 7 月 31 日」
となっているものが新しい
保険証です。



医療機関での窓口負担の割合について

医療機関で支払う窓口負担（一部負担金）の割合は、1割負担と3割負担の2つに区分されます。

<3割負担になる方>（現役並み所得者）

住民税課税所得が145万円以上ある被保険者と、その方と同じ世帯の被保険者の方です。

ただし、次に該当する方は、お住まいの市町村窓口にて申請※することにより、1割負担になります。

◆同じ世帯に被保険者が1人のみの場合

- ・被保険者本人の収入の額が383万円未満のとき
または
- ・同一世帯にいる70～74歳の方と被保険者本人の収入の合計が520万円未満のとき

◆同じ世帯に被保険者が2人以上いる場合

- ・被保険者の収入の合計が520万円未満のとき

※原則として、申請日の属する月の翌月から1割負担が適用されます。
例：平成23年8月15日に申請→平成23年9月1日から1割負担が適用

<1割負担になる方>

上記の「<3割負担になる方>」に該当しない方は1割負担となります。

窓口負担の割合（1割、3割）は、保険証の有効期限内でも所得や世帯構成の変更により、再判定されます。
再判定により窓口負担の割合が変更になる場合には、改めて新しい保険証をお渡しします。

※窓口負担の割合は、平成23年度課税分（平成22年中の所得）をもとに判定しております。

保険証の使用について（注意事項）

保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

- 1 保険証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
- 2 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、保険証を市町村に提出してください。また、転出の届出をする際には、保険証を添えてください。
- 3 保険証の記載事項に変更があったときは、14日以内に保険証を添えて、北海道後期高齢者医療広域連合あての届書を、市町村に提出してください。
- 4 有効期限を経過したときは、保険証を使用することはできませんから、すみやかに、市町村に提出して、保険者の検認又は更新を受けてください。
- 5 不正に保険証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062
北海道札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内
【電話】011-290-5601
【FAX】011-210-5022
【電子メール】webmaster@iryokouiki-hokkaido.jp
【ホームページ】http://iryokouiki-hokkaido.jp/

各種申請・届出は、市町村の窓口で受け付けています。

詳しくは、お住まいの市区町村の後期高齢者医療制度担当窓口へお問い合わせください。